福祉サービス利用支援事業・成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

～制度を知って、将来に備えを～

住み慣れた地域で安心して暮らしていきたいという思いは、誰もが持っています。しかし、認知症や知的障害・精神障害などの理由により、自分ひとりでは金銭管理や契約、諸手続きが難しいと感じている方も多いのではないでしょうか。

今回は、そういった方々の日常生活を支援する「福祉サービス利用支援事業」と「成年後見制度」について紹介します。

福祉サービス利用支援事業

認知症や知的障害・精神障害などにより、判断能力に不安があるものの、比較的軽度の方が対象になります。次のようなサービスを行っています。

①在宅福祉サービスの契約代行などを行う「**福祉サービス利用者支援**」

②預貯金の出し入れ、公共料金の支払い代行などを行う「**日常的金銭管理サービス**」

③通帳や印鑑、大切な書類などを保管・管理する「**書類等預かりサービス**」

▼福祉サービス利用支援事業を利用するには

市社会福祉協議会に開設されている権利擁護センターへ相談ください。同センターの職員が相談に応じ、必要な場合には自宅などに出向きます。支援内容の協議を行い、その後、契約締結することにより支援が開始されます。

成年後見制度

認知症や知的障害・精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方は、財産を管理したり、介護サービスや施設への入所の契約を結ぶことが困難な場合があります。また、不利な契約を結び、消費者被害に遭う恐れもあります。

成年後見制度は、こうした方々を保護し支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

①法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方を支援する制度です。福祉サービス利用支援事業対象者より重度の方が対象になります。

本人・配偶者・四親等内の親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所の審判によって、その方の判断能力に応じた法定後見人を決定します。

②任意後見制度

現在は判断能力に問題がなくても、将来、判断能力が不十分になったときに備えて援助者を選び、どのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約しておく制度です。

本人が自ら選んだ代理人(任意後見人)に、自分の判断能力が低下した後の身上監護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約を公正証書(法律の専門家である公証人が作成する公文書)で締結しておきます。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に※任意後見監督人を選任する手続きを申し立て、選任されて初めて契約の効力が生じます。この申し立ては、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者(代理権を与える契約を締結した方)に限られます。

※任意後見監督人とは、本人に代わって、任意後見人の仕事をチェックしてくれる人のことです。

●後見人にできること【例】

- 日常の金銭管理
- 福祉サービスや入院、施設などの入所契約
- 相続の遺産分割など

●後見人にできないこと【例】

- 身元引受人や保証人になること
- 買い物や通院の付き添いなど
- 本人の死後の事務など

成年後見制度の手続きの流れ(イメージ図)

法定後見	任意後見
判断能力が不十分で、契約などが一人でできない	判断能力は十分あるが、将来認知症などになったときが不安
↓	↓
家庭裁判所に申し立て ＊申し立てる親族がいない場合は、市長申し立てもできます。	公証人役場で任意後見契約
↓	↓ 判断能力が低下したら
法定後見人選任 判断能力に応じ、成年後見人・保佐人・補助人のいずれか	家庭裁判所に任意後見監督人選任申し立て
↓	↓ 任意後見監督人選任
法定後見スタート	任意後見スタート

【問合先】＝
▼市社会福祉協議会　権利擁護センター
永利町４１０７番地１(市総合福祉会館内)
TEL(29)５５８７
▼本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ
TEL(23)５１１１(内線２６７３)

市民活動の立ち上げを応援します

平成28年度薩摩川内市市民活動支援補助金(スタートアップコース)募集

【問合先】＝本庁コミュニティ課　コミュニティ・生涯学習グループ　FAX(23)5111(内線4613)

市民活動支援補助金(スタートアップコース)とは

地域活性化のために、応募団体自らが企画・立案・実施する市民活動に該当する事業で、その内容・時期・経費などが、当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた事業に対して、活動経費の一部を補助するものです。

応募できる団体

次の全ての条件を満たす団体

▼構成員が５人以上で、その過半数が本市に住所を有していること

▼公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など

▼活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体

＊ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。

①地区コミュニティ協議会および自治会

②宗教活動などを目的とする団体

③政治活動などを目的とする団体

④暴力団員が構成員に含まれる団体もしくはその暴力団員の統制下にある団体

⑤性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は除きます。

補助金の額

対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(下表)を乗じて得た額とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも20万円(千円未満切り捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

応募方法

次の関係書類を作成の上、コミュニティ課まで送付または直接持参ください。

(注)ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。

【関係書類】＝

▼市民活動支援補助金申込書

▼事業計画書・事業収支計画書

▼団体に関する調書

▼団体構成員名簿

▼他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況

＊関係書類の様式は、市ホームページ上(http://www.city.satsumasendai.lg.jp)からダウンロードできるほか、本庁コミュニティ課、各支所地域振興課または地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

【応募締切】＝8月31日(水)必着

審査スケジュール(予定)

- **9月上旬**　**一次審査**(書類審査)
- **9月下旬**　**二次審査**(公開ヒアリング)
- **10月上旬**　**補助事業決定**

＊市民活動団体が、これまでの活動を発展させるために、新たに実施または拡大する事業に対して、補助を行う「**ステップアップコース**」もあります。